

改正 平成14年3月29日条例第18号 平成17年10月18日条例第100号  
〔北海道ウタリ子弟大学等修学資金等 〔第1次改正〕  
貸付条例及び北海道立ウタリ総合セン  
ター条例の一部を改正する条例第2条  
による改正〕

北海道立ウタリ総合センター条例をここに公布する。

北海道立アイヌ総合センター条例

〔北海道立ウタリ総合センター条例〕を題名改正〔平成14年条例18号〕

(設置)

第1条 アイヌ民族の歴史に対する認識を深めるとともに、アイヌ文化の伝承及び保存の促進等を図るため、北海道立アイヌ総合センター（以下「アイヌ総合センター」という。）を設置する。

一部改正〔平成14年条例18号〕

(名称及び位置)

第2条 アイヌ総合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立アイヌ総合センター	札幌市

一部改正〔平成14年条例18号〕

(事業)

第3条 アイヌ総合センターは、次の事業を行う。

- (1) アイヌ民族の歴史及び文化に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) アイヌ総合センターが収集し、保管し、又は展示する資料（以下「アイヌ総合センター資料」という。）に関する調査研究を行うこと。
- (3) アイヌ民族の歴史及び文化に関する講演会、講習会、研究会等を主催し、並びにその開催を援助すること。
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業

一部改正〔平成14年条例18号・17年100号〕

(指定管理者による管理)

第4条 アイヌ総合センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

全部改正〔平成17年条例100号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 第8条及び第11条第2項の承認に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他知事が定める業務

追加〔平成17年条例100号〕

(開館時間)

第6条 アイヌ総合センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

追加〔平成17年条例100号〕

(休館日)

第7条 アイヌ総合センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、アイヌ総合センターの管理運営上必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に

休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで  
追加〔平成17年条例100号〕

（特別利用の承認）

第8条 アイヌ総合センター資料の模写、模造、撮影又は複写（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

追加〔平成17年条例100号〕

（特別利用の方法等）

第9条 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。

追加〔平成17年条例100号〕

（模写品等の刊行等の承認）

第10条 アイヌ総合センター資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成17年条例100号〕

（資料の貸出し）

第11条 アイヌ総合センター資料は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の長、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長その他の規則で定める者に対して貸出しをすることができる。

2 前項の規定により貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

追加〔平成17年条例100号〕

（知事による管理）

第12条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、アイヌ総合センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事がアイヌ総合センターの管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条及び前条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

追加〔平成17年条例100号〕

（規則への委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例100号〕

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成3年11月規則第94号で、同11月14日から施行）

附 則（平成14年3月29日条例第18号）

〔北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例及び北海道立ウタリ総合センター条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成14年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年10月18日条例第100号）

〔北海道立アイヌ総合センター条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立アイヌ総合センターが収集し、保管し、若しくは展示する資料（以下「アイヌ総合センター資料」という。）の模写、模造、撮影若しくは複写（以下「特別利用」という。）に係る申請でこの条例

の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後のアイヌ総合センター資料の特別利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立アイヌ総合センター条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

- 3 施行日前に知事に対してなされた施行日以後のアイヌ総合センター資料の貸出しに係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後のアイヌ総合センター資料の貸出しに係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第11条第2項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。